

契約条項

(余剰電力の供給に関する基本事項)

第1条 発注者は受注者に対し、次条に定める受給期間にわたり、春日部市環境センター発電所（以下「発注者の施設」という。）における発生電力に余剰がある場合、その電力（以下、「売払電力」という。）を受注者に供給し、受注者はこれを買受けるものとする。

2 契約期間内の売払電力量が予定売払電力量を超過した場合でも、発注者は受注者に売払電力の全量を供給し、受注者は発注者から売払電力の全量を買受けるものとする。なお、売払電力量が予定売払電力量を下回る場合、発注者は当該差量について売却義務を負わず、何らの責任を負わない。

(受給開始日及び受給期間)

第2条 本契約による売払電力の受給開始日及び受給期間は、次のとおりとする。

(1) 受給開始日 令和9年4月1日

(2) 受給期間 令和9年4月1日0時から令和10年3月31日24時まで

(契約方法及び契約単価)

第3条 契約方法は、時間帯料金区分ごとの単価契約とする。

2 契約単価は、受注者が入札時に内訳書に記載した単価とする。

(契約保証金)

第4条 受注者は原則として春日部市契約規則第6条に定める契約保証金を納付しなければならない。

2 契約保証金の取扱いについては、春日部市契約規則に定めるほか、売払契約約款に定めるとおりとする。

(売払電力量の計量及び検針)

第5条 発注者、受注者間の売払電力量の確定に際しては、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った電力量計（供給場所に一般送配電事業者が設置した取引用電力量計並びにその他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。（以下、「取引用電力量計」という。））により計量された数値を用いるものとする。

2 取引用電力量計の検針は、原則として毎月1日（以下「計量日」という。）に受注者の責任と負担により取引用電力量計を用いて行うものとし、毎月の売払電力量等を算定し、計量日が属する月の10日（以下「通知期限」という。）までに発注者に通知しなければならない。

3 計量日又は通知期限が第2項によりがたい場合は、その都度発注者及び受注者が事前に協議のうえ、これを決定する。

4 受注者の都合によって第1項の取引用電力量計の設置、変更、更新及び取引用電力量計からの信号の取得を行う場合は、受注者の責任と負担で必要な工事を行うものとする。

5 第1項及び第2項に基づき計量された売払電力量の単位は、1キロワット時とし、1キロワット時未満の端数が生じる場合は、小数点以下第1位で四捨五入する。

6 取引用電力量計に不具合が生じた場合は、その期間内の売払電力量についてその都度、発注者及び受注者が協議のうえ決定する。

7 受注者は必要があるときは、発注者に対して臨時検針を求めることができるものとし、発注者はこれに協力する。

(売払電力量等の通知)

第6条 第5条第2項による通知には、次の内容を含めるものとする。

(1) 計量日の前月の売払電力量と電力量料金（時間帯料金区分ごとの内訳を含む。）

(2) 前項の売払電力量の30分毎の実績値（エクセルファイル形式による電子データとする。）

(電力量料金の算定期間)

第7条 受注者が発注者に支払う電力量料金の算定期間は、前月の計量日の0時から当月の計量日の前日の24時までの期間とする。

(設備等の管理補修等)

第8条 発注者は、発注者が保有する一切の施設及び設備について、必要な保守等を自らの責任で行うものとする。

- 2 受注者が、発注者との受給契約を遵守するために新たに計量器、通信装置その他付属設備（以下「通信装置等」という。）を設置する必要がある場合は、受注者の財産として受注者の責任と負担で設置する。
- 3 通信装置等は原則として、受給期間開始日の1か月前から設置できるものとし、受給期間終了後又は設置の必要がなくなった場合はその日から遅くとも1か月以内に、受注者の責任と負担で撤去しなければならない。ただし、前年度の契約者の通信装置等が設置されている場合は撤去後に設置できるものとし、本契約の受給期間内に受注者が通信装置等を設置できないことに起因する損害等について発注者は何らの責任を負わない。
- 4 通信装置等の設置及び撤去にあたり、既設設備に改造工事等が必要な場合及び、一般送配電事業者と協議等が必要となる場合は、受注者の責任と負担で行うものとする。
- 5 通信装置等について、必要な保守等を受注者の責任と負担で行うものとする。
- 6 通信装置等の設置場所は、発注者が無償で貸与する。ただし、設置場所、設置予定期間、設置工事日程等は、事前に発注者と受注者の協議により定めるものとする。

（通信装置等で使用する電力等）

第9条 受注者が設置した通信装置等で使用する電力（以下「計器用電力」という。）及び通信に係る費用は、受注者が負担する。

- 2 計器用電力は発注者の施設から供給する。
- 3 計器用電力量料金の算定期間は、通信装置等を設置した日から設置予定期間の終期までとする。
- 4 発注者は、前項の算定期間中の計器用電力量料金を一括して、通信装置等を設置した後の初回の売払電力量料金の請求と合わせて受注者に請求する。
- 5 計器用電力量料金は、設置予定期間の終期より前に通信装置等を撤去した場合であっても、その差額は返還しない。

（料金）

第10条 受注者が発注者に支払う毎月の料金は次の各号に定める電力量料金と消費税等相当額の合計とする。

- (1) 電力量料金は、売払電力量料金と計器用電力量料金を合計した額とする。

イ. 売払電力量料金

第5条第1項及び第2項に定める方法により計量された売払電力量に、それぞれ時間帯料金区分ごとの契約単価を乗じて得た金額の合計とする。

ロ. 計器用電力量料金

時間帯料金区分ごとに以下の式を用いて得た額の合計とする。

計器用電力量料金[円] = $W \times T \times A$

W：通信装置等の定格消費電力[キロワット]

T：計器用電力量料金の算定期間中における時間帯料金区分ごとの合計時間 [時間]

A：契約単価[円／キロワット時]

- (2) 消費税等相当額とは、消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）の規定により課される消費税及び地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。
- 2 電力量料金及び消費税等相当額の単位は1円とし、それぞれ1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（料金の納付）

第11条 発注者は第5条第2項の通知を受けたときは、速やかにその内容を確認し、第10条により算定された料金の支払を受注者に請求しなければならない。

- 2 受注者は前項の規定による請求があったときは、発注者が指定する期日（以下「納付期限」という。）までに料金を納付しなければならない。
- 3 発注者は当該請求に係る納入通知書の発付日が属する月の末日を納付期限として定めるものとする。ただし、その日が金融機関の休業日の場合はその前営業日を納付期限として定めるものとする。

（納付済みの連絡）

第12条 受注者は料金の納付後速やかに、金融機関の印が押された納入通知書の写し等、納付を確認できる書面を発注者にメール又はFAXで送付しなければならない。

(系統連系に関する基本事項)

第13条 発注者は、発注者の施設と一般送配電事業者の電力系統との連系について、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）、電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインのほか、監督官庁、業界団体が定める系統連系に係る業務の取扱いや技術要件に関する規定等を遵守するものとする。

(系統連系受電契約)

第14条 受注者は、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者を代理して、発注者との間で系統連系受電（発電量調整供給契約に基づき締結する契約）に関する契約（以下、「系統連系受電契約」という。）を締結する。

- 2 発注者が、新たに系統連系受電契約を希望する場合、または当該契約の内容に変更が生じる場合、発注者が契約の締結または変更について、受注者に対して申し出るものとする。また、発注者が系統連系受電契約の変更を受注者に申し出た場合に、発電量調整供給契約の変更として、受注者は一般送配電事業者へ申し出るものとする。
- 3 一般送配電事業者が発注者との系統連系受電契約を解約する場合、発注者の施設に係る発電量調整供給契約を変更するものとする。
- 4 受注者は、託送供給等約款に基づき、系統連系受電サービス料金（以下、「発電側課金」という。）の支払い業務を無償で受託するものとする。
- 5 発注者は、系統連系受電契約の消滅後に接続された電気を一般送配電事業者が無償で受電する事について承諾するものとする。
- 6 発注者は託送供給等約款における発電者に関する事項を遵守する。
- 7 第1項の系統連系受電契約の締結は、本契約の締結をもってこれに代えるものとする。

(発電側課金)

第15条 発電側課金は、第3条第2項に定める契約単価に含まないものとし、発注者がこれを負担するものとする。

- 2 発電側課金は、受注者が支払う毎月の売払電力量料金との相殺は行わず、受注者からの請求により、発注者が受注者へ支払うものとし、受注者から一般送配電事業者に対する発電側課金の支払い業務は受注者が行うものとする。
- 3 発電側課金に係る国の検討において、前2項までと異なる取扱いが示された場合は、発注者と受注者は発電側課金の取扱いについて協議する。
- 4 受注者は第11条第1項の確認を受けた後、同第3項の納付期限と同日を発電側課金の支払期限に定め、発注者に対して速やかに、遅くとも同月の15日までに到達するように請求を行わなければならない。
- 5 受注者は、発注者から発電側課金の支払いを受けるにあたり、受給期間の開始の前に相手方登録申請書を発注者へ提出しなければならない。

(託送供給契約等)

第16条 受注者は、第14条の系統連系受電契約を含む、本契約を履行するために必要な契約等（以下、「託送供給契約等」という。）を、一般送配電事業者、又は一般送配電事業者を代理して発注者との間で滞りなく締結し、そのことが確認できる書類の写しを発注者に提出するものとする。

- 2 託送供給契約等の締結及び履行その他売払電力の接続供給のために必要な手続きは全て受注者の責任において行い、これに要する費用は受注者が全て負担するものとする。
- 3 託送供給契約等の締結にあたり、別途一般送配電事業者の接続検討が必要な場合は、受注者の責任と負担においてこれを完了させるものとする。
- 4 受注者は受給期間の開始の前に受給開始に必要な手続き及び工事をすべて完了させ、電力の受給が可能な状態としなければならない。
- 5 前項までについて、発注者及び受注者は互いに協力し、必要な情報の提供を行うものとする。

(送電計画と送電実績の差分電力量（インバランス）)

第17条 受注者は発注者に代わり、託送供給契約等に基づく計画値同時同量の責務を負うものとする。

- 2 受注者は本発電設備に関する送電計画と送電実績との差分電力量（インバランス）の取扱いについて、一般送配電事業者との間で生じる調整、手続き等を行うものとし、その費用は受注者が負担する。
- 3 受注者は本契約で発生するインバランス料金について、その費用を負担する。

(発電バランシンググループ)

第18条 受注者は発電契約者として、本発電設備を含む発電バランシンググループを形成し、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものとする。ただし、これによりがたい場合は、受注者が、本発電設備を受注者以外の事業者が発電契約者となる発電バランシンググループに加入させるものとする。なお、これらに係る費用及び責任については受注者が負うものとする。

(環境価値の手続きと帰属)

第19条 売払電力に含まれる非FIT非化石価値及び発行された非FIT非化石証書は受注者に帰属する。

- 2 売払電力における非FIT非化石価値に関する必要な手続きは、受注者の責任と負担で行うものとする。
- 3 発注者は受注者の求めに応じて、前項の手続きに必要な協力を行うものとする。
- 4 発注者は毎月1回の頻度でバイオマス比率の算定を行い、受注者に通知する。
- 5 第2項の手続きは受注者が任意で行うものとし、手続きを行わない場合であっても契約単価の変更は行わない。

(運用に関する基本事項)

第20条 発注者及び受注者は、本契約に定めのないその他の供給条件等については、一般送配電事業者の定めに準じるものとし、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

- 2 発注者と受注者は、本契約に定めのないその他の運用条件については、発注者と受注者の協議により運用申請書を締結することができる。ただし、当該運用申請書と本契約の規定との間に齟齬が生じた場合には、本契約の規定を優先する。

(電力受給上の協力)

第21条 発注者及び受注者は、売払電力の受給を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常な値に保つ等、相互に協力する。

- 2 発注者は売払電力の安定に努めなければならない。
- 3 売払電力が送電計画と大きく相違する事態が生じるおそれがある場合の取扱いについては、必要に応じてあらかじめ発注者と受注者で協議を行うものとする。
- 4 発注者及び受注者は、売払電力の供給、買受けについて記録し、それぞれの請求があったときは、その写しを送付する。

(電力供給の中止又は制限)

第22条 発注者は次の各号の一に該当する場合、売払電力の供給を中止又は制限できるものとする。

- (1) 発注者が一般送配電事業者の電気工作物の事故又は工事、点検、補修により電力を供給できない場合。
- (2) 発注者の施設の事故又は運営上の都合による場合。
- (3) その他保安上の必要がある場合。
- 2 発注者は保安上緊急を要する場合、予告せずに電力の供給を停止することができる。
- 3 発注者は第1項および第2項の電力受給の中止、制限又は停止を行った場合、速やかに受注者に通知するよう努めなければならない。
- 4 第1項および第2項の電力受給の中止、制限又は停止により発生する損害について、発注者はその責任を負わない。

(契約の解除)

第23条 受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、売払契約約款第25条第8号に該当するときとみなし、発注者は本契約を解除することができる。

- (1) 受注者が本契約の履行に関し、詐欺その他の不正行為をしたとき。
- (2) 受注者が納付期限までに料金の支払いをせず、その後、督促状により指定された期限までに支払いをしないとき（料金の一部の支払いがなかった場合を含む。）、又はその見込みがないと発注者が認めるとき。
- (3) 受注者が、本契約で定める契約条件を遵守できないと判明したとき。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の9の規定により小売電気事業者の登録が取り消されたとき、又は取り消される見込みがあると発注者が認めるとき。
- (5) 受注者が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第

108号) 第34条第4項の規定により、納付金を納付しない電気事業者として経済産業大臣から公表されたとき。

(6) 前各号のほか、受注者が本契約に基づく義務を履行せず、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

(損害賠償)

第24条 第23条の規定により本契約が解除されたときは、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、発注者に生じた損害が納付済みの契約保証金若しくは履行保証保険による保険金支払額又は契約保証金に代わる担保により発注者が支払いを受ける場合においては、その超える分について賠償するものとする。

2 前項の規定により受注者が発注者に対して賠償する損害賠償の範囲は、契約解除日の前日までの電力量料金とその延滞金のほか、発注者の逸失利益についても、その範囲とする。

3 前項で規定する逸失利益は、次のとおりとする。

(1) 第3条に規定する契約単価に、契約解除日から解約解除に伴う新たな契約の電力受給開始日の前日までの間の予定売払電力量を乗じた額。

(2) 契約解除に伴う新たな契約の契約単価より第3条に規定する契約単価が上回る場合、その差額に、新たな契約の電力受給開始日から第2条で規定する受給期間が満了するまでの間の売払電力量又は予定売払電力量を乗じた額。

(同意書等の提出)

第25条 受注者は契約後、受給開始前の3月1日から3月31日までの期間中に以下の書類を提出しなければならない。

(1) 財産調査同意書（金融機関等が行う取引状況に関する調査等への同意。なお、本調査は本契約の料金が滞納状態になった場合に限り行うことがある。）

(2) 取引状況確認書（春日部市から支払いを受ける権利を有する他の契約状況の確認）

(3) 契約状況確認書（余剰電力の売却に関する他自治体との契約状況の確認）

(疑義の決定等)

第26条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が生じた場合には、その都度発注者と受注者が誠意をもって協議しその処理にあたるものとする。

(以下、余白)